(昭和47年9月26日条例第20号)

改正 平成元年 3 月 23 日条例第 13 号 平成 9 年 3 月 25 日条例第 5 号 平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号平成 12 年 9 月 28 日条例第 28 号 平成26年3月24日条例第5号平成28年3月9日条例第12号 令和2年3月6日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、大洗町地方卸売市場(以下「市場」という。)の設置及び 管理並びに卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。)に基づ き必要な事項を定め、その健全な運営を確保するとともに流通の円滑化と公 正な取引を図ることを目的とする。

(名称,位置及び面積)

第2条 地方卸売市場の名称,位置及び面積は、次のとおりとする。

名称 大洗町地方卸売市場

位置 大洗町磯浜町 8253 番地の 69

面積 1,958 m²

(取扱品目)

第3条 市場における取扱品目は、次のとおりとする。

生鮮水産物及び加工水産物(冷凍魚を含む)

(用語の定義)

- 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め るところによる。
 - (1) 開設者 卸売市場を開設する者をいう。
 - (2) 卸売業者 市場において前条で定める生鮮水産物及び加工水産物を上 場し、卸売の業務を行う者をいう。
 - (3) 買受人 市場において卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買い受 けることを業とする者をいう。

(開設者の責務)

- 第5条 開設者(以下「町長」という。)は、市場の業務の運営に関し、卸売 業者、買受人、その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参 加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。 (開場の期日)
- 第6条 市場は、次に掲げる休日を除き開場するものとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月31日から翌年1月5日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、卸売業者からの申し出により、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第7条 市場の開場時間は、午前6時から午後5時までとする。ただし、卸売業者からの申し出により、漁況その他市場業務の運営上町長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(市場関係者への通知)

第8条 開場の期日,時間を臨時に変更しようとして町長の承認を受けたときは,卸売業者は,関係者に速やかに周知するものとする。

(卸売業者の許可)

- 第9条 市場において生鮮水産物及び加工水産物の卸売業者になろうとする者は、町長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 名称,代表者の氏名及び住所
 - (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
 - (3) その他必要と認める事項
- 3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を してはならない。
 - (1) 法人でないとき。
 - (2) 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (3) 次条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (4) 前項第2号に規定する役員のうち前2号に該当する者があるとき。
 - (5) 市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び 経験若しくは資力信用を有しない者であるとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。),同条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。

(卸売業者の許可の取消し)

第10条 町長は、卸売業者が前条第3項第2号及び第4号のいずれかに該当 することとなったとき、又は卸売の業務を遂行するのに必要な資力信用を有 しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 町長は、卸売業者が次の各号のいづれかに該当することとなった場合は、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。
 - (1) 売買取引に関し、不正があったとき。
 - (2) 代金の支払いを怠ったとき。
 - (3) その他卸売業者として不適当と認められるとき。

(卸売業者の廃止の届出)

第11条 卸売業者は,第9条第1項の規定による許可に係る卸売の業務を廃止したときは,遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

- 第12条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の 譲渡しをする場合において,譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて 町長の認可を受けたときは,譲受人は,卸売業者の地位を継承する。
- 2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人 が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市 場における卸売の業務を継承させる場合に限る。)において、当該合併又は 分割ついて町長の認可を受けたときは、合併後に存続する法人若しくは合併 により設立された法人又は分割により当該業務を継承した法人は、卸売業者 の地位を継承する。
- 3 前2項の認可を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければならない。
- 4 第9条第3項の規定は,第1項又は第2項の認可について準用する。 (保証金の預託)
- 第13条 卸売業者は、許可の通知を受けた日から15日以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を町長に納付しなければならない。
- 2 卸売業者は、保証金を納付した後でなければその業務を行うことはできない。
- 3 前項の保証金の額は、200万円以内で町長が規則で定める。
- 4 保証金は、現金をもって納付しなければならない。 (保証金の充当)
- 第14条 卸売業者が使用料,その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは優先してこれに充てることができる。

(保証金の追納)

- 第15条 卸売業者は、保証金に不足を生じたときは、町長の指定する期間内 に不足金額を追納しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の規定による追納金の納付を完了しないときは、その納付を完了するまで業務を行うことはできない。

(保証金の返還)

第16条 保証金は卸売業者が、その資格を失った日から30日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(せり人)

- 第17条 卸売業者が、市場において卸売を行う者をせり人としたとき又はそ の者がせり人でなくなったときは、町長に届出なければならない。
- 2 町長は、前項に規定する申請において、その申請に係るせり人が次の各号 のいずれかに該当する場合又は届出書に偽りの記載があり、若しくは重要な 事実の記載が欠けている場合は、登録してはならない。
 - (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
 - (3) 買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
 - (4) せりを行うのに必要な経験及び能力を具備しない者であるとき。
 - (5) 暴力団,暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し,又は関与する者であるとき。

(売買取引の原則)

- 第18条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 (買受人及び買受人補助員の承認)
- 第19条 卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買受けようとする者は, 規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。
- 2 買受人が効率的な業務を確保するため補助員を必要とする場合には、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長は,前2項の承認を受けようとする者が買受人又は買受人補助員として次の各号のいずれかに該当する場合であるときは同項の承認をしないものとする。
 - (1) 必要な知識及び資力信用を有しない者
 - (2) 暴力団,暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し,又は関与する者 (名称変更等の届出)
- 第20条 前条第1項の承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名, 名称, 商号又は住所を変更したとき。
 - (2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。
- 2 買受人が死亡又は、解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前条第2項の承認を受けた者は、買受人補助員に変更があるときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

- 第21条 町長は、買受人が第19条第3項に該当することとなったと認めると きは、同条第1項の承認を取り消するものとする。
- 2 買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。
 - (1) 売買取引に関し不正の行為があつたとき。
 - (2) 買受代金の支払いを怠つたとき。
 - (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠つたとき。
 - (4) 正当な理由なく引続き3月以上休業したとき。

(買受人の保証金)

第22条 買受人は卸売業者に保証金を預託しなければならない。

(買受人の保証金の返済)

第23条 前条の保証金は、買受人としての資格を失ったときは、保証金を返済しなければならない。ただし卸売業者に対し、債務があるときは、その返済に充当することができる。

(買受人組合)

第24条 買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の氏名、組合員数を町長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 卸売業者は、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第26条 卸売業者が、市場において行う卸売については、せり売又は、入札 の方法若しくは相対及び定価売の方法によらなければならない。

(販売方法の変更)

- 第27条 卸売業者は、前条により販売方式を定め、又は変更しようとする場合は、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。
 - (1) 当該品目及び販売方法
 - (2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位)

第28条 売買取引の単位は、重量による。ただし重量によることが困難なものについては、重量以外の単位によることができる。

(指値のある受託物品)

- 第29条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。
- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

(秘密取引の禁止)

- 第30条 卸売の売買取引は、そでの下、耳やり等秘密の方法によって行ってはならない。
- 2 卸売の売買呼値は、金額による。

(代金決済の方法)

- 第31条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、その販売をした日から14 日以内に、現金又は送金その他の方法で、その代金(消費税額及び地方消費 税額を含む。)を委託者に支払わなければならない。ただし、特約のある場 合はこの限りでない。
- 2 買受人は、卸売業者から買受けた物品については、直ちに引取るものとし その代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、現金又は送金その他の方 法で、請求を受けた日から起算して7日以内に支払わなければならない。た だし特約のある場合は、この限りでない。

(販売手数料)

第32条 卸売業者は、委託者から徴収する販売手数料は売上金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の100分の6以内において定め、町長に届け出なければならない。

(売買取引条件の公表)

- 第33条 卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。
 - (1) 営業日及び営業時間
 - (2) 取扱品目
 - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
 - (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
 - (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 報奨金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準 を含む。)

(卸売予定数量等の公表)

第34条 町長及び卸売業者は、毎日の取扱主要品目について、卸売予定数量 はその日の卸売が開始される前までに、また卸売数量及び価格(消費税額及

- び地方消費税額を含む。)は、その日の卸売終了後、速やかに市場内の見やすい場所に公表するものとする。
- 2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その前月の奨励金等の種類ごとの交付額(前条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を市場内に掲示し公表するものとする。

(卸売業者による報告等)

- 第35条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経 過後、卸売業者の総会等において承認されてから30日以内に町長に提出し なければならない。
- 2 卸売業者は、前項の事業報告書を閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除き、これを拒んではならない。
 - (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する 目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合 (報告及び検査)
- 第36条 町長は市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要がある と認めたときは、卸売業者から市場における業務若しくは、財産の状況に関 する報告を求め、又は市場における業務に関する帳簿書類その他の物件を検 査することができる。
- 2 前項の規定により、検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し関係 人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 卸売業者は、規則で定める様式により月の初日から末日までの取扱高を翌月10日までに、町長に報告しなければならない。 (改善命令)
- 第37条 町長は、卸売業者に対し、卸売業務の運営等に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(市場秩序の保持等)

- 第38条 取引参加者及び市場へ入場する者(以下「取引参加者等)という。)は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。
- 2 町長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(市場施設の使用指定)

第39条 卸売業者及び買受人(以下「業務者」という。)が市場内で使用する 用地,建物,その他施設(以下「市場施設」という。)の位置,面積,期間そ の他使用条件については,規則で定めるところにより町長に届け出し,町長 がこれを許可する。

(指定の取消し)

第40条 町長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理 上必要があると認めるときは、使用の指定若しくは許可の全部又は一部を取 り消し、又は使用の制限若しくは停止、その他の必要な措置を行うことがで きる。

(無許可使用の禁止及び市場入場者の制限)

- 第41条 市場施設内においては、業務者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合を除き、町長の許可を受けなければ、使用してはならない。
- 2 町長は、市場内の秩序維持のため必要があると認めたときは、市場入場者 搬出入物品の場内運搬等について適当な措置又は、制限を行うことができ る。

(業務者以外の使用)

第42条 町長は、特に必要があると認めたときは、業務者以外の者に対して も市場施設の使用を許可することができる。

(清潔保持等)

- 第43条 使用者は、使用終了後必らず清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等常に市場施設を清潔に保持しなければならない。
- 2 使用者が復数の場合はそれぞれの市場施設の清掃等に関する責任者及び費用の分担方法,その他必要な事項を定め,町長に届け出なければならない。 (補修弁済)
- 第44条 市場施設を故意又は過失により、滅失又は損傷した場合は、その補 修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

(市場施設の返還)

第45条 使用者の死亡,解散若しくは,廃業又は許可の取消しその他の理由 により,市場施設の使用資格が消滅したときは,相続人,清算人,代理人又 は本人は,町長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返 還しなければならない。

(市場施設の使用料)

- 第46条 市場施設の使用料は、別表第1及び別表第2に掲げる金額とする。
- 2 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。
 - (1) 電灯、電力、ガス、水道、電話及び冷暖房等の費用

- (2) 汚物及びごみ処理に要する費用
- (3) その他使用者の負担が適当と認められる費用
- 3 使用料の徴収方法は規則で定める。

(使用料の返環)

第47条 市場施設の使用料で、既に納付した使用料は返還しない。ただし、 町長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。 (罰則)

- 第48条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、卸売業者 に対してその業務を停止し、若しくは、10万円以下の過料を課し、買受人に 対しては、その承認を取り消し、若しくは、その買受けを停止することができる。
 - (1) 使用料, その他この条例による本町に対する納付金を納付しないとき。
 - (2) 業務に関して不正の行為があったとき。
 - (3) 売買価格又は取扱高について虚偽の報告をしたとき。
 - (4) 市場の業務又は市場内において、他人の業務を妨害したとき。
 - (5) 前各号のほか、法律、県条例又はこの条例及びこれに基づいて行う指示 又は、処分に違反し、若しくは公益を害する行為があつたとき。
- 2 市場施設の使用者が、この条例に基づいて行う処分により、損害を受けることがあつても町は賠償の責任を負わない。

(運営委員会)

- 第49条 市場の適正かつ円滑な運営及び管理を図るため市場運営委員会をおく。
- 2 運営委員会の委員は、町長が選任する。
- 3 運営委員会の運営は町長が規則で定める。

(指定管理者)

- 第50条 次に掲げる市場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定した指定管理者に行 わせることができるものとする。
 - (1) 施設の使用の許可等に関すること。
 - (2) 施設の維持管理に関すること。

(補則)

第51条 この条例の施行について必要な事項は町長が規則で定める。 附 則

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 大洗町魚市場条例(昭和44年10月7日条例第25号)は施行の日より廃止する。

附 則(平成元年3月23日条例第13号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)による改正前の民法 (以下「旧法」という。)の規定による禁治産者の宣告を受けた禁治産者は, 改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた 成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産者の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年9月28日条例第28号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月6日条例第9号)

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

別表第1(第37条関係)

種類	区分	使用料
市場使用料	水揚取扱金額	1000分の5に相当する額
	陸送取扱金額	1000分の5に相当する額
	転送取扱金額	1000 分の 2 に相当する額

備考 区分の欄に掲げる額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号) に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及 び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を言う。)を加えた額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2(第37条関係)

種類	単位	使用料	

事務所使用料	1平方メートル1月につき	250 円
詰所使用料	1平方メートル1月につき	250 円

備考 上記使用料により算出した合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年 法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗 じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課され る額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を言う。)を加 えた額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り 捨てる。